



住宅用火災警報器を設置しましょう

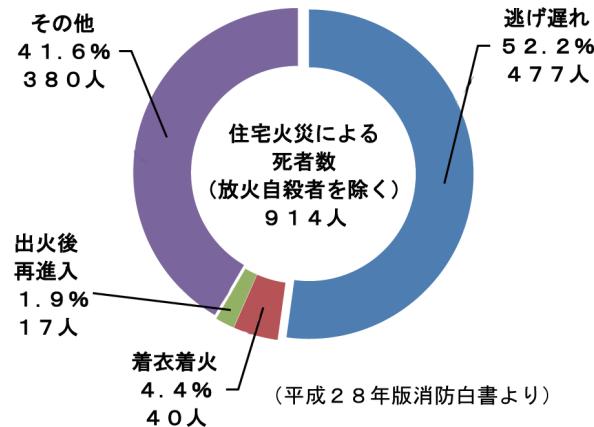


住宅用火災警報器を既に設置済みの方は、10年を目安に交換をおすすめします。

平成29年6月1日時点では、住宅用火災警報器の設置率は全国で82%、青森県では77%となっていますが、五所川原地区消防事務組合管内では58%であり、全国の設置率を大きく下回っており、都道府県別では37番目という低い水準となっています。

	設置率
全国	82%
青森県	77%
五所川原地区消防事務組合	58%

(設置率の調査は、無作為に世帯を抽出したもの)



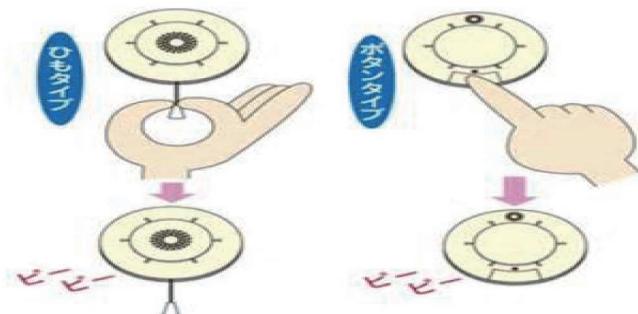
電池寿命が10年の住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れ等で火災を感知しなくなることがあります。

Q：作動試験の方法は？

A：「ボタンを押す」または「ひもを引いて」作動確認をしましょう。

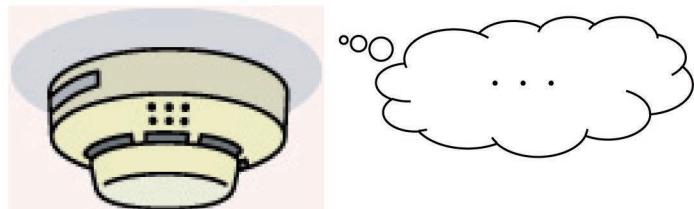
正常な場合 機種によって異なりますが「ピーピー

ピー」や「ピー ピーピー火事です」等の正常なことを知らせるメッセージまたは警報音が鳴ります。



音が鳴らない場合 電池がきちんとセットされているか確認してください。それでも鳴らない場合は、電池切れか機器本体の故障が考えられます。

*取扱説明書を確認してください。



住宅用火災警報器を設置することで、万が一、火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。自分や家族の命を守る住宅用火災警報器を設置しましょう。

なお、設置場所・位置について、詳しくは五所川原地区消防本部予防課にお問い合わせください。

平成29年度甲種防火管理再講習

日時 11月14日(火)

講習会場 五所川原地区消防事務組合消防本部 2階会議室

対象者 甲種防火管理講習の修了者で、収容人員が300人以上の特定防火対象物（集会場・遊技場・店舗・ホテル・病院・福祉施設等）で、防火管理者として選任されている方、もしくは選任される予定のある方。

*甲種防火管理講習修了者であっても、特定防火対象物以外（共同住宅・学校・図書館・寺院・作業場・倉庫・事務所等）の防火管理者や防火管理者に選任されていない方は受講義務はありません。

テキスト代 1,512円

受付期間 10月25日(水)～11月6日(月)

(土・日・祝日を除く、8:30～17:00)

受講申込書等は、消防本部予防課および管内各消防署にあります。また、五所川原地区消防事務組合ホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/shobo/index.html>) からダウンロードできます。なお、定員(50名)になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

*受講申し込み時、受講資格を証明する修了証の写し(鮮明で記載内容が判読できるもの)を申込書と一緒に提出してください。